

## 建設経済常任委員会記録【速報版】

- 招集日時 令和8年 3月11日(水) 午前10時00分
- 招集場所 議事堂大会議室
- 出席委員
- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 入江洋一  |
| 副委員長 | 岡口すみえ |
| 委員   | 長塚美雪  |
| 〃    | 本田和成  |
| 〃    | 佐野太一  |
| 〃    | 染谷和博  |
| 〃    | 佐藤隆治  |
- 欠席委員 なし
- 出席説明員
- |            |       |
|------------|-------|
| 総務部長       | 吉田文彦  |
| 財政部長       | 田中英樹  |
| まちづくり振興部長  | 森川和典  |
| 建設部長       | 渡来真一  |
| 都市整備部長     | 浅野和生  |
| まちづくり振興部次長 | 海老原輝夫 |
| まちづくり振興部次長 | 木村太一  |
| 建設部次長      | 蛭原一雄  |
| 総務課長       | 土谷靖孝  |
| 財政課長       | 谷池公治  |
| 農政課長       | 染谷久   |
| 管理課長       | 山田哲也  |
| 排水対策課長     | 飯塚稔   |
| 都市計画課長     | 中村大地  |
| 産業振興課副参事   | 岡田崇   |
| 環境政策室長     | 吉田卓也  |
| 管理課副参事     | 倉持哲也  |
| 水とみどりの課副参事 | 仁杉繁隆  |
| 都市政策推進室長   | 中野潤一  |

財 政 課 長 補 佐	河 原 崎 拓 人
農 政 課 長 補 佐	岡 田 直 樹
環 境 対 策 課 長 補 佐	香 取 俊 之
環 境 対 策 課 長 補 佐	村 松 裕 之
都 市 計 画 課 係 長	沖 瀧 博 亮
都 市 計 画 課 係 長	富 樫 亮 介

○職務のため  
出席した者

儀 か 事 務 局 次 長	蛭 原 康 友
議 会 事 務 局 係 長	森 口 幹 大
議 会 事 務 局 主 事	大 場 真 爽

○付託事件

議案第10号	取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について
議案第11号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第12号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）
議案第13号	令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
議案第16号	令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
議案第18号	令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第22号	令和8年度取手市競輪事業特別会計予算

○調査事件

所管事務調査（閉会中の所管事務調査について、取手第一中学校3学年との協働事業で可決された議案について、その他）

○審査の経過

**【ここから音校正済。議案審査】**

午前10時 分開議

○入江委員長 ただいまの出席委員数7名、定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから、建設経済常任委員会を開きます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また、一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみ5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名後、発言するようにお願いいたします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願

ます。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願いいたします。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第 10 号及び議案第 11 号を一括議題といたします。本件につきましては、2月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第 10 号及び議案第 11 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 賛成多数です。よって、議案第 10 号及び議案第 11 号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第 10 号及び議案第 11 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 12 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）所管事項を議題といたします。本件につきましては、2月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては提出者の説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は、通告制で行うことになっております。質疑通告は、佐野委員 1 名から通告がありました。

それでは、質疑を行います。

佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしく申し上げます。議案第 12 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算について、お伺いいたします。議案書 21 ページの、大規模建築物等耐震診断補助金についてです。今回、耐震診断の対象建築物の所有者から補助申請がなかったことにより減額補正となっておりますが、当初は耐震診断 1 件の補助金を見込んでいたとの説明がありました。そこで、当初見込んでいた対象案件について、どのような状況の建築物を想定していたのかをお伺いいたします。

○入江委員長 答弁を求めます。

田中課長。

○田中建築指導課長 建築指導課の田中でございます。お答えいたします。大規模建築物等耐震化支援事業の耐震診断に要する費用は、補助限度額がございしますが、耐震改修促進

法により公費負担することになっており、対象建築物の所有者が耐震診断を行う際に要する費用の一部を補助する事業となっております。また、緊急輸送道路等の沿道に位置する大規模建築物等の倒壊により道路を塞いでしまうおそれがないように——しまうことがないように、大規模建築物等の耐震化を進める必要があることから、令和7年度予算に計上させていただいております。今回の対象案件は、所有者が耐震診断事業者から見積書を取得するなど、耐震診断実施に向けて前向きな姿勢であることから、実施ができるように予算計上しておりました。しかしながら、所有者と業者の間で耐震診断に要する費用面で折り合いがつかず、現在のところ実施に至っていないという状況でございます。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。では、今回申請がなかったことについて、本来は行ったほうが良いというような建築物だったのかもしれないんですけども、市として、どのように受け止めているのか、併せて今後どのように市としては対応していくか、お考えをお伺いいたします。

○入江委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。今回、減額となった対象案件は、今年度の中に所有者が変わりました。新所有者に対しては補助制度の説明を対面で実施しておりまして、新所有者からは耐震診断事業者の選定中であると伺っております。引き続き耐震診断を実施していただけるように、市としてもフォローアップを進めていきたいと考えております。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。危険性があるような可能性があるのであれば、押し進めていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○入江委員長 通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。——なしと認めます。これで議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）の所管事項の質疑を打ち切ります。

次に、議案第13号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本件につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第13号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 賛成多数です。よって、議案第13号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第13号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第16号、令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）を議題と

いたします。本件につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第16号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 賛成多数です。よって、議案第16号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第16号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第18号、令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算を議題といたします。本件につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第18号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 賛成多数です。よって、議案第18号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

本田委員。

○本田委員 本田です。よろしく申し上げます。議案18号についての質疑ですけれども、取手駅西口A街区複合公共施設内装基本設計の業務委託料、3,300円【「3,300円」を「3,300万円」に発言訂正】ということなんですけれども、本年度——今年度かな。基本計画作成に合わせて——来年度ですね、失礼しました。基本計画作成に合わせて、内装基本設計業務委託をするという説明をされておりますけれども、基本計画の作成には市民の意見を十分に聞いていくという説明もされております。この基本計画と内装基本設計は、これ同時に進めていくのかどうか、これをお伺いいたします。

○入江委員長 ちょっと待ってください。本田委員、今、金額のほう「3,300円」って言ったような。

○本田委員 失礼しました。「3,300万円」です。

○入江委員長 では、「3,300万円」に訂正いたします。

中島補佐。

○中島中心市街地整備課長補佐 中心市街地整備課、中島です。お答えいたします。基本計画策定と内装基本設計の作業の順序ということですが、基本計画の策定プロセスにおきまして、市民アンケートやワークショップなどを行い、市民意見を反映した上で、施設のコネクトや施設内容、施設規模などを検討・決定し、それを内装の基本設計に反映、落とし込むこととなります。そのため、ある程度、基本計画の策定作業が進捗しないと、内装基本設計に反映させることができないこととなります。こうしたことから作業の順序と

しましては、基本計画の策定作業のほうが、内装基本設計よりも先行して進めていく形になります。実際に基本計画の策定作業については、昨年9月議会で補正予算が成立し、今年2月に業務委託契約を締結し、内装基本設計に先行して既に策定作業に着手しております。対して、内装基本設計につきましては、来年度の当初予算に計上しており、実際の契約締結時期につきましては、今年の夏頃になる可能性もあります。このように、先行して基本計画の策定作業に着手して、ある程度作業が進捗してから、その内容を内装基本設計に反映させていくという進め方となります。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 どうもありがとうございます。計画が作成された後に、内装の設計をしていくということですね。私が懸念してるのは、やっぱりこの基本計画って、市民の御意見を聞いていくということで説明されてるので。先に設計がされて、その後に基本計画が入っていくというような状況になってはやっぱり駄目じゃないかなと思っております。それぞれのスケジュールは、どのようになっているのかお伺いします。

○入江委員長 中島補佐。

○中島中心市街地整備課長補佐 お答えします。基本計画が終わった後にはではなくて、あくまである程度並行する時期があるんですが、それに関しましては、まず先行してアンケートやワークショップ、コンセプトや施設規模、そういったものはもう先行して行って、契約の中に——計画の契約の中に基本設計への支援というのがありますので、その後そういったのを支援して、基本設計に落とし込んでいくというのも含めての内装基本計画となっておりますので、そういったある程度先行して進めていくことと、その後の支援をしていくことというようなのを含めて、並行してやっていくようなイメージとなっております。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 どうもありがとうございました。スケジュールと——分かりました。

次に移りたいと思います。取手駅の西口交通改善整備事業、997万7,000円ということなんですけども。本会議で加増議員の質疑がございました。総事業費はこれから算出していくという御答弁がされております。8年度は拡幅工事の埋没化の調査で、いろいろな見積りや設計の発注を今後していくということ、これは分かったんですけども。事業を行うに当たって、大体このぐらいの見込みの金額だということが不明だという状況だと、約1,000万円かけてこれから進めていく事業として、またいろんな大きなお金が必要になってくるんじゃないかということになった場合、本当にこれ大丈夫なのかなというふうに私思ってしまうんですね。この辺り、今後の事業費についての試算や想定、これはどのように考えているのかお伺いします。

○入江委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。お答えさせていただきます。今回計上させていただいておりますのは、3・3・1号の設計業務の委託内容——埋設管の移設計画、そして茨城県警や交差点協議を実施するためのものがございます。埋設管の移設計画が必要な理由としましては、道路には電気や通信・ガス・水道管といった各種ライフラインが

埋設されているほか、道路照明や案内看板等、道路附属施設があることから、今後、片側1メートル程度の道路拡幅を行う影響により、それらの埋設管や施設がどのように干渉するかや、どこに移設することが最適であるかというような検討するための業務委託でございます。このように、来年度は現地調査をしまして、移設計画を立てて、着実に事業化に向けて進めてまいりたいと今考えております。今回、拡幅する道路は都市計画決定されている道路でございます、また駅前の交通結節点につながるメイン道路でございます。かつ今後、再開発ビルや複合公共施設による駅前全体のにぎわいに対して、安全性・利便性の向上のために重要なアクセス道路として考えております。ですので、まず埋設管の移設状況によって、本工事を実施しないということは考えておりません。令和8年度よりスケジュール感を持って事業に邁進していきたいと考えておりますので、この予算が無駄になるということは全く考えておりません。総事業費につきましては、まず現況を把握して施設計画を立てて、工事工程を組み立てて、一番重要なのはやっぱり総事業費の財源——財源、これが一番重要だと思いますので、それも国と県と協議しながら、最も最適な補助メニューを選択しまして、しかるべきのときに総事業費のほうを御報告させていただきたいと考えております。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 どうもありがとうございます。これから本当に進めて、総事業費を決めていくってことなんですけども、やっぱりどういった方法でやるのが最もお金がかからないとか、やっぱりその辺をしっかりと精査していただきたいなど。やっぱり1,000万円かけるわけですから、これで進まなかったとか、長引いてしまうとか、そういったことが本当にないように、まずはその部分を、1,000万円かけるのであれば、しっかりとやっていただきたいなと思っております。以上です。

○入江委員長 そのほか、ありませんか。

佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願ひします。先ほどの本田委員からの質問にちょっと付随するんですが、先ほどの内装基本設計業務委託、これはもう業者は決まったんでしょうか。

○入江委員長 中島補佐。

○中島公共施設整備課長補佐 内装基本設計についてでよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○中島公共施設整備課長補佐 はい。委託先は、特にまだ決まっておりませんが、ただ今回に関しましては、再開発ビル全体の設計との整合を取って一緒に進めていく必要がありますので、そのため、どのような委託方法、契約方法がよいかについて検討しております。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 何か私の勘違いか、ちょっと分からないんで、ごめんなさい。違っていたら申し訳ないんですが、これなんかもうそろそろ決まる——委託先が決まるような話を、ちょっと聞いていたような気がしたんですけど、これじゃなかったんでしたっけ。

○入江委員長 中島補佐。

○中島公共施設整備課長補佐 基本計画の策定の業務委託におきましては、2月にプロポーザルのほうを実施しまして、2月末に業者が決まって契約委託をしたということとなっております。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。ありがとうございます。

○入江委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第18号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第22号、令和8年度取手市競輪事業特別会計予算を議題といたします。本件につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第22号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 賛成多数です。よって、議案第22号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

染谷委員。

○染谷委員 染谷です。よろしくお願ひいたします。競輪事業なんですけども、令和2年度ぐらいからかな、非常に順調に売上げが伸びておりますが、来場者を増やすということがなかなか難しいのかなということがあります。それに対して、どのような努力をしているかお伺ひいたします。

○入江委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 産業振興課の秋田です。お答えします。ただいま取手市のほう、取手競輪場を借り上げて、茨城県と共に競輪事業のほうをやらせていただいているところですが、ファンサービスとしまして、入場者の先着プレゼントサービスであるとか、あとは未確定車券のガラポン抽選会とか、そういうファン向けのサービスを、大きい開催のときにやらせていただいたり、市営の本場のときにもやらせていただいております。そういう中で好評もいただいておりますので、そういう形でこれからも続けていければと考えております。以上でございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。なかなか難しいと思うんですけども——来場者を増やすというのは、非常に難しい状況ではあると思います。そこで、立地条件があんまりよくないんで、ミッドナイトなんていうのは考えられないんでしょうか。

○入江委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 産業振興課の秋田です。お答えします。今現状ですと、取手競輪場のほうナイター設備がない状況でして、ナイターとミッドナイト競輪のほうがちよつとできない状況でございまして、現時点では難しいというような状況でございまして。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 住宅地にあるということもあるんですけども、ナイター設備ができれば可能というふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○入江委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 大変お答えしづらいところもあるんですけども、茨城県営の施設ですので、茨城県の考え方、こういうものも非常に重要になってくるかと思えます。そういう中で、現在、住民の方とも自治会の方とも良好な関係を構築しているところもございますので、茨城県のほうでどのような考え方をするかというところが重要になってきますので、市としてのコメントは、大変申し訳ないんですが——その辺でお願いできればと思います。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。

○入江委員長 そのほかありませんか。——質疑なしと認めます。以上で、議案第22号の質疑を打ち切ります。

## 【ここまで音校正済。議案審査】

## 【ここから未校正】

次に、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は、通告順に行います。質疑通告は、岡口委員、染谷委員、本田委員、長塚委員、佐藤委員、佐野委員の6名から通告がありました。

最初に、岡口委員。

○岡口委員 岡口です。よろしくお願いいたします。私からは、まちづくりの観点から、2点についてお伺いします。

最初に、桑原地区の開発についてです。桑原地区の開発は、取手市の将来のにぎわいづくりにつながる重要な事業であります。多くの市民が、その進展に注目しております。一方で、大規模開発であるがゆえに、交通渋滞や周辺環境への影響を心配する声もあります。そこで、まず最初に進捗状況について、お伺いいたします。

○入江委員 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。岡口委員の御質疑に答弁いたします。桑原開発の進捗状況につきましては、準備組合におきまして、業務代行予定者の公募準備を進めており、公募要項の原案作成や理事会での勉強会開催など、事務的な手続につきましては計画どおり進捗しております。一方で、実効性のある公募とするため、候補企業に対して事前ヒアリングを行ったところ、公募手続の開始までにもう少し時間が欲しいという強い要望を複数の企業からいただいております。その主な理由としましては2点ございまして、1つ目は、本事業の規模が大きいことから、企業内の意思決定に相応の時間を要することが挙げられております。また2つ目は、事業を確実に遂行するため、公募へ参加する前に、土地利用者の確保に向けた営業活動を先行させたいという意向がございました。こ

これらの企業側の考え方を踏まえ、準備組合と協議を重ねた結果、拙速に公募手続を進めるよりも、より多くの企業が参加できる環境を整え、健全な競争原理を働かせることが将来的な事業の安定につながるという考えから、公募開始時期については調整を図っているところでございます。引き続き企業ヒアリングや準備組合との協議を行い、本事業の確実な推進に向けて準備組合等とともに早期事業化を目指してまいります。以上です。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。より多くの企業が参加できる環境を整えて、早期の事業化を目指して、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、交通量の増加や周辺地域への影響などについて、市としてどのように考え対応していくのかについて、お聞かせください。

○入江委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 都市計画課、中野です。お答えいたします。開発に伴う交通量について、いわゆる渋滞対策についてですが、大規模集客施設の立地を想定し、交通管理者である茨城県警察本部や、道路管理者である日立河川国道事務所などからの指導をいただきながら、計画してまいりました。具体的には、右折レーンの延長や左折専用レーンの設置を行うことにより、来街車両を速やかに開発地区内に誘導することで、既存の道路に過度な負荷をかけることがないような計画となっております。以上です。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。日立河川国道事務所等からの指導をいただいているということ、延伸とか、安全に市民が使えるように、よろしくお願ひしたいと思います。

続いての質問に行きます。取手駅西口ペデストリアンデッキの延伸についてです。取手駅西口のペデストリアンデッキの延伸についてということで、駅周辺の利便性向上、安全な歩行空間の確保に加え、駅周辺の回遊性を高める取組として進められているものと認識しております。駅周辺の環境整備は、中心市街地の活性化という観点からも重要な取組であり、市民からも関心が高い事業であると感じています。

そこで伺います。まず、このペデストリアンデッキ延伸整備の目的・背景について、市の考えをお聞かせください。

○入江委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 それでは、お答えさせていただきます。ペデストリアンデッキ延伸の整備方針につきましては、3つの要素がございまして、1つ目は、駅前交通広場拡幅に伴い、歩行者の安全な動線確保のため、昇降施設を設置することが必須となっております。2つ目としましては、A街区方向への歩行者への回遊性を念頭に入れる必要がございました。そして、3つ目につきましては、駅前特有のすり鉢状の地形からなる、はなのき通りの高低差解消の課題解決も視野に入れながら検討を進め、国道6号方面に向けて延伸する現在のデッキの形状で施工を終えているところでございます。そして、このたび新事業による取手西口環境改善整備事業によりまして、さらなるペデストリアンデッキの延伸事業を計画しているところでございます。取手駅周辺地区は、特に平成15年3月に策定されました取手市移動円滑化基本構想におきまして、重点的・一体的にバリアフリー化

を推進すべき重点整備地区に位置づけられております。そして一方、現在の西口駅改札の利用に当たりましては、3方向からのアクセスが可能となっております。治助坂方面につきましてはエスカレーター、そして利根川方面からとしましては、エレベーターの歩行支援施設が整備されているところでございます。しかしメイン通りであるはなのき通りにつきましては、高齢者や車椅子など体の不自由な方、そしてベビーカーを御利用される方など見受けられますが、デッキやエレベーター等の歩行支援施設がないため、駅改札利用の際には遠回りをして利用していただくなど御不便をおかけしているところでございます。そのため、今後デッキの延伸を整備することで、バリアフリー化とユニバーサルデザインを兼ね備えた歩行支援施設の利用が可能となれば、直接、はなのき通りから駅改札まで、快適で安全な歩行経路が確保されます。以上のように、地形形状そして利用者目線、そして重点整備地区の位置づけからも、デッキ延伸は強く整備の必要性を求められているところでございます。以上です。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。バリアフリー化とユニバーサルデザインを兼ね備えたということで、理解いたしました。ありがとうございます。

次に、この整備によって、駅周辺の人の流れや回遊性がどのように変化すると考えていらっしゃるでしょうか、お願いいたします。

○入江委員長 金子補佐。

○金子区画整理課長補佐 区画整理課の金子です。質疑にお答えいたします。この延伸デッキが整備されますと、これまで歩道を通行していた方々がデッキを利用することで、ペDESTリアンデッキを利用する歩行者数がさらに増えることが想定されます。そのため、ペDESTリアンデッキに直結する、リボンとりでやアトレ取手店へのアクセス環境が向上するのではないかと考えます。また、今後整備が検討されておりますA街区再開発ビルや、そこから接続が可能となるウエルスプラザも含めた駅周辺施設全体の利便性や回遊性が向上することを期待しております。なお、昨年11月に実施した12時間の交通量調査による、はなのき通りの断面歩行者数は約3,600人でございました。そのうち、大多数の方々が新たな延伸デッキを利用されると想定しております。以上になります。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。調査をされていたということで——私もそこを目の当たりにしていたわけなんですけれども、はなのき通りが3,600人もの歩行があったということで、このデッキの延伸が必要だというふうなこと、分かりました。ありがとうございます。

続きまして、この整備を通して、駅周辺のにぎわいづくりやまちづくりに、どのような具体的な効果を期待しているのかについて、お聞かせください。

○入江委員長 荒井補佐。

○荒井区画整理課長補佐 区画整理課、荒井です。質問にお答えいたします。今後、取手駅西口における再開発事業の施行や複合公共施設整備により、取手駅周辺の来街者が増加し、歩行者数の大幅な増加が想定されるため、駅周辺の歩行者が安全安心に通行できる歩

行環境を整備していくことが重要となります。ペDESTリアンデッキの延伸により、高低差が生じている国道6号方向から、再開発ビルや駅西口方向へのバリアフリー化された歩行経路が確保されることにより、駅周辺地区の歩行環境の安全性の確保や回遊性の向上につながる効果が期待できます。このように、デッキ延伸を行う必要性や、それによって得られる効果が非常に高いと考えられることから、延伸を行うこととし、併せて再開発事業や複合公共施設の予定もごさいますので、延伸整備に当たりましては、延伸経路や整備時期などについて、再開発事業との調整・連携を図って進めていきたいと考えております。市が再開発ビル内に整備予定の複合施設内には、多様な人々が交流し、イベントを開催したりすることが可能なスペースを整備する予定でございますので、デッキの延伸によって複合公共施設やアクセスの利便性が向上することとなり、デッキの延伸の高い整備効果が得られるものと考えております。以上となります。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。今の御答弁をお聞きいたしまして、この駅周辺のにぎわいづくり・まちづくりに非常に大きな効果があるということを理解いたしました。いずれの事業も、今後の取手市のまちづくりに関わる重要な取組であると考えます。市民にとって、その効果が実感できる形で進められることを期待して、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○入江委員長 次に、染谷委員。

○染谷委員 それでは、よろしく願いいたします。先ほど岡口委員のほうからも少しございました桑原地域の開発についてです。業務代行者の選定が、令和7年度中と言っていたのが遅れるということで、いつ頃を目安にしてるのでしょうか。

○入江委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。染谷委員の御質疑に答弁いたします。業務代行予定者の公募準備に向けた進捗状況につきましては、先ほど岡口委員に答弁したとおり、企業側の強い意向と準備組合の意思決定に基づいて、公募開始時期について調整を図っているところでございます。具体的な公募の時期につきましては、準備組合、取手市双方ともに、いたずらに公募時期が遅れることは望ましいものとは考えておりません。できるだけ早期の公募となるように取組を進めるとともに、準備組合において公募時期が決定されましたら、速やかに御報告をさせていただきます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 できるだけ速やかになって、いつ頃を目標にしてるんですか。

○入江委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 まだ企業等とのヒアリングを行っている段階でございますので、現段階で、この時期というのはまだ明確にはお示しできませんが、先ほど申し上げましたとおり、早期に実現できますとおりにできるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 早期がいつになるのか楽しみにしていきたいんですけども、そうなりますと

着工時期も遅れるのかなというような予想が立つんですが、着工時期はいつ頃になるんでしょうか。

○入江委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 都市計画課の中野です。お答えいたします。こちらについても、業務代行予定者を決めた後に、業務代行予定者とともに細目協議に入りまして、スケジュールであるとか詳細な設計のほうを進めながら検討していくことになりますので、今の時点では、ちょっと具体的な時期は申し上げられません。以上です。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 と言いますと、今まで出た計画は、まるっきり変わっちゃうってことですね、時期が。

○入江委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。今まで、この公募の広告を年度内に行っていきながら業務代行予定者を決めていって、そして細目協議はもちろんあるんですけども、工事予定としては令和10年度ぐらいから造成工事を着手していきたいという計画で進めてまいりました。先ほど御説明をさせていただきましたとおり、相手も——相手の企業の考え方、そういうものもございますので、明確な時期というところは、数字的なところはお示しできないんですけども、速やかに、いたずらに延ばすことなく始めていきながら、その作業スケジュール、工程などもいろいろ協議をしていきながら、この目標であった令和10年度ぐらいからは一部造成なども入っていけるように進めていきたいと思っておりますけれども、これも新たに決まっていく業務代行予定者のこの工程の考え方、こういうものもございますので、どういう行程が最も最適で、短時間で——短時間と言いますか短期間で、まちづくりが完成していくことができるのかと、こういうことも含めながら、工程が延びることはないように、市としてもそういうところは準備組合とともにお話をしながら、できるだけ早期に現場着工できるように協議は重ねていきたいと思っております。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 いろいろ、お話をお聞きしますと、絶対に手が挙がるのが大前提の今、話ですけども。もしも、業務代行予定者、どなたも手が挙がらなかった場合は、次の手は考えてるんですか。

○入江委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 お答えいたします。桑原地区に関しましては、今まで基本設計など進めてきた中で、高く評価していただいて、検討を続けてくれている企業が複数ございます。ですので、何としまして、公募に手を挙げる企業がゼロにならないように、慎重に進めていきたいと考えております。以上です。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 要は、必ず手が挙がるということで進めてるということですので、期待しております。

では、次に移ります。自転車の新しい制度についてです。自転車にも、交通反則通告制

度が適用されてきます。4月からですけども。自転車活用推進会議——私もメンバーなんですけども、としても、いろいろ問題があるなということでありましたけども。他の部署とどのように連携して市民に周知しているのか、お伺いいたします。

○入江委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。染谷委員の御質疑にお答えさせていただきます。ほかの部署との連携ということですが、まず自転車活用推進会議におきましては、取手警察署交通課さんと、また自転車活用推進庁内会議、こちらのほうでは安全安心対策課と連携いたしまして、施策目標の一つであります、安全安心の部分についての推進に努めております。周知につきましては、来月1日から導入される自転車の交通違反に対する青切符について周知を行ってございまして、広報・市のホームページ、また取手駅前・藤代駅前の街頭キャンペーンでのパンフレット配布等につきまして、こちらは安全安心対策課のほうがまずメインでやっております。以上です。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 この間、疋田先生の講演がございまして、私も聞きに行ったんですけども、ちょっと残念だったのが、この中の8割ぐらいの人たち自転車乗ってないだろうなというふうな高齢者が多かったというのが、ちょっと残念だった点で。あの講演をお聞きしますと、ほとんど切符を切られることはない——切られるには、かなりの条件がある。今、マスコミなんか見ますと、歩道を走ってるだけで切符切られるとか、そういうふうな感じのことが先行してますけども、この辺110幾つある違反を全部覚えるというのは無理ですけども、これとこれとこれだけは駄目だということを、しっかり周知するべきだと思うんですが、その辺はどのように考えているでしょう。

○入江委員長 岡田副参事。

○岡田産業振興課副参事 産業振興課、岡田です。お答えいたします。今回の改正道路交通法の一部改正では、染谷委員おっしゃるように、113の交通違反に対して青切符、こちらが適用されることとなってございます。疋田 智様——疋田先生のほうからアドバイスをいただきながら、特に危険な行為とされる、ながらスマホ運転、あとは逆走右側通行、あと傘差し運転や一時不停止、並進運転——2列で並んでの運転ということで、絞り込んで、そちらのほうは広報等を通じて周知してまいりたいと思っております——周知しているところでございます。以上です。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 その辺のところ、よろしく願います。私もいろんな人に聞かれるんですけども、本当に切られちゃうのとか、いろいろ言われてまして、疋田先生いわく、「きちんと警察に確認したけども、いきなり切るとは本当に少ない。まずは注意から始まる」ということでしたので、その辺の啓蒙【「啓蒙」を「啓発」に発言訂正】もよろしく願います。以上です。

○入江委員長 次に……

[発言する者あり]

○入江委員長 (続) 染谷委員、「啓発」に変えてください。

○染谷委員 「啓発」でお願いいたします。

○入江委員長 「啓発」で認めます。

次に、本田委員。

○本田委員 よろしく申し上げます。まず、不法投棄についてです。定例会の第3回定例会の9月議会で、小堤議員の一般質問でも取り上げられておりますけども、不法投棄の件数と不法投棄の現状、これはどのように把握しているか、お伺いします。

○入江委員長 香取補佐。

○香取環境対策課長補佐 環境対策課、香取でございます。本田委員の御質疑にお答えさせていただきます。市内の不法投棄の件数でございますが、令和6年度64件、令和5年度44件、令和4年度86件です。不法投棄の状況は、職員によるパトロールや住民からの通報で把握しております。なお、不法投棄ボランティア監視員制度につきましては、コロナ禍以降、十分な運営ができていない状況です。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 不法投棄のボランティア監視員の活動がコロナ以降できてないということなんですけども。実は、本年度に会議を持つという話があったけども、結局会議ができていないということが、監視員の方からお話を伺っております。また、この監視員の証明書というんですかね、それも前市長の——前の市長の名前で証明書というのが——更新されていないということなんですけども。不法投棄のボランティア監視員の今後の活動は、どのようにしていくのか、お伺いします。

○入江委員長 香取補佐。

○香取環境対策課長補佐 監視員自体の活動につきましては、取手市廃棄物の不法投棄に関するボランティア監視員設置要綱第8条で、その活動を規定しております。不法投棄の発見と通報、それから不法投棄防止の啓発、それから県・市が行う不法投棄防止の行事への参加等の活動を行っていただくこととなっておりますが、今後、今お話がありましたように、先ほどお答えしたコロナ禍の影響もありまして、監視員制度が十分行えていない状況というのがございます。そのため、監視員の任命状況の再確認ですとか、それから会議や意見交換の場の再開など、現状をしっかりと整理しまして、新年度、適正な運用を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 ぜひ、しっかり——いい制度がありますので進めていただきたいなと思っております。

次に、不燃ごみの回収についてなんですけども、この不燃ごみ——黄色い袋のほうですね。完全に燃えないというものなんですけども、これが4月から、第3週から第4週に変更になるということなんですけども、まずこの変更——ごめんなさい。第4週から第3週に変更ですね、失礼しました。第4週から3週に変更になるということなんですけども、この変更になる経緯をお伺いします。

○入江委員長 香取補佐。

○香取環境対策課長補佐 環境対策課、香取です。御質疑にお答えいたします。金属類と

割れものを、金曜日の第4週から第3週に変更した理由でございますが、12月については年末年始を挟むために、第4週のままですとプラスチック系等の不燃ごみの収集が2週間以上空いてしまうために、住民の方の利便性を考慮しまして、令和8年4月より、第3週に変更するものでございます。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 これ周知が非常に重要だと思うんですね。ごみカレンダーを配布とかすると思うんですけども、このごみカレンダーも、これもし3週に変わったよということが知らなかった場合、ごみカレンダーで分かる——また同じものが来たというふうに、市民の方は思う方もいらっしゃると思うんですね。この辺の周知について、変更になったよということ、これ外国人の方も含めてどのようにしていくのか、これお伺いします。

○入江委員長 香取補佐。

○香取環境対策課長補佐 環境対策課の香取です。お答えいたします。現在、令和8年度のごみ分別収集カレンダーを全世帯に配布をしており、カレンダーに、不燃ごみの袋が2種類になること。それから、金属類・割れものの収集日が第4週から第3週に変更になること等を掲載しております。また、NSSや市ホームページのほか……

〔「SNS」と呼ぶ者あり〕

○香取環境対策課長補佐 (続) SNSですね、失礼いたしました。SNSや市ホームページのほか、広報紙の4月1日号及び4月15日号にも掲載しまして周知を図ってまいります。また、外国人の方に向けましては、市のホームページのほか、日本人学校を介して、ごみの分別方法等について情報の周知を図っております。収集日の変更や金属類等の出し方につきましても、外国語による周知を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 実は現段階で、やっぱりこれが変更になるよというのを知らない方って、何人かもう遭遇してるんですよ。それで、変わりますよということで、口頭で伝えてはいるんですけども。やっぱりこの辺の周知がしっかりされないと、また4週目に出されて何週間も放置されるというような状況になると思います。例えば、ごみ捨て場に分かるように掲示をしたりとか、そういったことというのは考えてはないのでしょうか。

○入江委員長 香取補佐。

○香取環境対策課長補佐 環境対策課の香取です。ただいまの質疑にお答えさせていただきます。全世帯に向けては、ごみ収集カレンダーのほうでお知らせさせていただいてるんですけども、その他の周知方法につきまして、市ホームページのほか、あらゆる手段を行使して周知しているんですけども、その他の方法につきましても、時間は来月ということではありませんが、できるだけいろんな方策を考えて実施してまいりたいと思っております。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 ぜひ、自治会とか町会とかそういったところも通じて、周知をしっかりとっていただきたいなと思います。以上です。

続きまして、都市計画法の第57条の届出についてということなんですけども。都市計

画法 57 条は、2 月 27 日に都市計画決定をしたということにあわせて公告がされたという行なったということがホームページに掲載されております。この 57 条の目的や意義、どういったものなのか、お伺いします。

○入江委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。57 条の目的や意義、また具体的な手続などについても、御説明——御答弁いたします。都市計画法第 57 条は、地方自治体による先買制度を定めたものでございます。この制度の趣旨は、市街化区域の整備及び開発のために定められた、市街地開発事業または都市計画施設の整備を円滑に遂行していくため、それらの区域内の土地が有償譲渡される場合に、自治体が第三者に先んじて買い取ることができるようにすることが必要であり、また、これによって土地の投機的な取引をできる限り事前に防止するために設けられたものでございます。したがって、都市計画事業を行う予定区域内の土地について、民衆で土地の売買などが行われる前に、自治体はその土地を先買いする機会を与えるための制度となっております。具体的な手続といたしましては、土地を有償譲渡しようとする者からの届出があった後 30 日以内に、自治体はその土地を買い取る旨の通知をしたときは、自治体と届出を行った者との間に売買が成立したものとみなされます。逆に、自治体が買い取らない旨の通知をしたときは、民間の有償譲渡が可能となるものでございます。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 仮に対象区域内で土地を譲渡したいというような場合——出てきた場合って、これどうなるんでしょうか。先買いということは、市のほうが買い取るような形。今、御説明あったんですけど、実際——事実上は、やっぱりこれ市が買うような方向になるんじゃないかなというのを、ちょっと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○入江委員長 中村次長。

○中村都市整備部次長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。仮に、そういった届出が出た場合、市が購入するのかどうかという御質問かと思っております。届出が出された場合におきまして、市が土地を買うとした場合には、準備組合の組合員という形になります。また、本組合設立後は、本組合の組合員というふうになりまして、それにより権利書を取得するということになります。市としましては、現時点におきましては、複合公共施設整備のための床の取得については、組合が建築する再開発ビルの保留床を購入する方針でおります。そのため、仮にこうした届出がなされた場合には、届出書に記載された土地の価格は当然のことですが、それに加えまして、市が再開発ビル建設に先立って底地を購入することのメリットやデメリット、また組合員となることのメリットやデメリットなどの諸般の事情を総合的に勘案して慎重に判断をしていく必要があると、そのように考えております。以上です。

○入江委員長 本田委員。オーケーですか。

○本田委員 どうも、ありがとうございます。

○入江委員長 次に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願ひします。まず、環境対策課におけるスマホ市役所

活用による効果についてです。スマホ市役所が始まって、環境対策課では多くの事業においてスマホ市役所を活用されていると、個人的に認識をしております。まだ1か月ほどなのですが、ごみ分別の問合せ、動物の死体の発見、イノシシの通報等を、数字等で変化をお示しく下さい。

○入江委員長 吉田副参事。

○吉田環境政策室長 環境対策課の吉田です。長塚議員の御質疑にお答えいたします。環境対策課では、2月2日のスマホ市役所の稼働に合わせまして、ごみ関連と通報機能で4つのメニューを供用開始しております。3月10日現在、それぞれの登録者数や利用者数につきましては、ごみのリマインダーの登録が202人となっております。登録されている品目としての上位3位として、一番多いのが不燃ごみの金属・割れもの類、続いて缶・ペットボトル、続きましてビンの登録が多くなっております。こちらは隔週や月1回のもが多く登録されているのかなというふうに感じております。続きまして、ごみの分別辞典——これチャットで検索できるものですがけれども、検索回数として約2,000回程度は検索していただいております。利用者数は400人程度が利用していただけてるということになっております。続きまして、イノシシの目撃情報、こちらは3件、動物の死体発見が5件となっております。窓口等の状況というところですがけれども、現時点におきましては劇的に減少したというような状況は見られておりません。例年、2月・3月は引っ越しなど移動が多い時期のため、問合せが多い時期ということにもなっております。スマホ市役所は導入を開始して1か月ですので、引き続き効果の検証は行ってまいりたいと思います。一方で、スマホ市役所の存在自体を知らないや、登録方法が分からないといった声も伺っておりますので、普及に向けた課題も認識しております。以上です。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 リマインダー機能については私自身も利用させていただいていて、本当に便利で、ありがとうございますという感じです。今まだ始まって1か月で、対応の迅速化とか事務効率向上というところもまだ見えてないところなんですけど、このスマホ市役所——環境対策課で今後、かなりの市民の方が今後利用されると利便性の向上ですとか業務効率化の私はモデルケースになるのかなと思っていますので、引き続き今、課題もおっしゃっていただきましたが、情報管理課と連携しながら取組をお願いしたいと思います。

次に、イノシシ対応についてです。先日報道で、渡良瀬遊水地においてイノシシが急増し1,000頭以上と、5年で5倍になっているという報道がありました。利根川水系では河川敷が移動ルートとなっていると指摘されておまして、取手市も、今年もイノシシの増加が危惧される場所です。令和7年度に鳥獣害被害防止計画を策定されて、その後、防止対策の充実をどのように図ってきたのかをお伺いします。

○入江委員長 吉田副参事。

○吉田環境政策室長 環境対策課の吉田です。長塚委員の御質疑にお答えいたします。イノシシ対策の防止対策の充実というところで御質問いただいておりますが、捕獲の実績を最初に御報告させていただきます。令和3年度につきましては8頭。令和4年度、36頭。

令和5年度、35頭。令和6年度——令和6年度が——ああ、大丈夫ですか——となっております。

○入江委員長 もう1回お願いします。

○吉田環境政策室長 申し訳ありません。最初からお伝えいたします。令和3年度が8頭、令和4年度が36頭、令和5年度が35頭、こちら鳥獣被害防止計画に掲載されている実績となっております。今後の防止策というところですが、計画のほうには具体的に記載はされておりましたが、センサー式のカメラ——箱わなに設置するセンサー式のカメラの導入を検討しております。こちら既存の箱わなに設置する捕獲センサーとセンサー式の監視カメラになっておりまして、設置後は監視カメラでわなを監視し、イノシシの警戒が弱まり、完全にわなの中に入るようになった時点で、ロックを解除し捕獲します。これにより、わな設置後の見回り負担の軽減や、イノシシ以外の誤侵入による閉じ込めを防止でき、安全に確実に捕獲することができるようになります。以上です。

○入江委員長 木村次長。

○木村まちづくり振興部次長 環境対策課、木村でございます。今後の方針もということで、ちょっと補足で御説明させていただきます。先ほど委員から御紹介いただきました、取手市の鳥獣被害防止計画、これは農政課が策定したものでして、目的としましては農作物等の被害を防止するためというところがございます。しかしながら、この計画の中には被害対策の体系化であったり、国・県との連携といったことが書いてございまして、具体的にはイノシシに関してどうやって捕獲するのか、それからどうやって被害を防止していくのかということについて書いてございます。農政課と連携しまして、この計画に基づいた対応をすることによりまして、国・県の交付金であったり補助金というものを活用できます。メニューがいろいろありますので、先ほど申し上げたように、農政課そして猟友会と連携を取りながら、こうした計画に基づいて交付金を活用しながら、効果的な対策をしていきたいというふうに考えてございます。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 ありがとうございます。このイノシシ、鳥獣害の捕獲には、そういった先ほどセンサーカメラを検討されているということもあったんですが、捕獲と防護と環境管理、この3つがそろって一番効果的になるというのを確認してます。まず一つずつ確認なんですけど、まず捕獲のところ、今ハンターの高齢化という課題がどこも指摘されてます。県内では補助事業を行っている市町村もあるんですけど、取手市において、そういったハンターの育成というのは、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

○入江委員長 木村次長。

○木村まちづくり振興部次長 お答えいたします。現在、先ほど申し上げたように猟友会の方、かなり高齢化してございます。現在、具体的に、こういうふうにハンターを育成していくところがないんですけれども、一つが、環境対策課に猟銃の免許を持っている職員がおりまして、今全国的にも、その自治体の職員が、そういったものを取得していくということも、いろいろ少しずつではありますが進められているということをお聞きしますので、そうしたこともちょっと考えていきたいなというふうに思っております。あ

ともう1点は、ちょっとハンターの育成とは、ちょっと違うんですけども、まだ全国的に事例が少ないんですが、民間の業者に委託をして事業を実施しているというところが幾つかあるというところも把握してございますので、そういった研究もしていきたいというふうに考えております。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 お願いします。もう1点、市民の方から、近隣自治体ですと、さくの設置に補助金が出ると、取手はどうなんだという声も頂いております。私のほうでいろいろ調べてみましたら、補助金交付による一定の効果は確認されているものの、どうしても単独施策ですと効果が限定的という実態もあるとのこと。成功自治体の事例を確認すると、防護柵の整備、保護対策に加えて、地域ぐるみで環境整備が効果的に出ているということだったんですが、本市では地域主体の取組をどのように進めているのか、考えているのかをお伺いします。

○入江委員長 木村次長。

○木村まちづくり振興部次長 先ほど申し上げた、取手市の鳥獣被害防止計画の中にも、今ご説明いただいた内容についても記載がありますが、現実的な今の状況で、実際にそうした協議会であったり何か団体を立ち上げて行動しているということがございません。あともう一点は、先ほど申し上げた、計画に基づいて事業を行うと国・県の補助とか交付金が使えらるというのがあるんですけども、その中に、鳥獣被害対策研修会の開催であったり、鳥獣被害対策モデル地区の設定などをして対策を指定することに関して、補助が出るといったメニューもございます。計画が、令和7・8・9と3年間のものなので——もう進んでいる最中ではあるんですが、しっかりと新年度に、どういった対応ができるのかというところを、交付金等を活用したものが、どういったものができるのか——地域を巻き込んでどういったものができるのかということについて、きちんと検証していきたいというふうに思います。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 やはり私も野々井で、利根川沿いに住んでいて、稲ですとか寺田の市民の方から、もうとにかくイノシシが怖いというのをよく耳にします。令和6年度、戸頭との協働事業——戸頭中学校との協働事業の中でも、中学生がやはりイノシシの議案というのをやはり上げていて、子どもたちも、通学路もそうですし、本当に怖い思いをしています。そういったのも含めて、いろいろこれから検証だったり対策をしてくださるということなので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○入江委員長 次に、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。おはようございます。よろしくお願ひいたします。北浦川緑地の整備計画について、3点ほどお尋ねさせていただきます。まず1点目に、公園内の整備計画ということでお尋ねしたいと思ひますが、この一、二週間、大変暖かくなつてきて、週末にこの緑地の公園の駐車場にたくさんの車が止まってて、皆さん楽しんでるというのを、近くに住んでおりますので確認しております。そういった中で、この公園内の整備計画は、今造成されているところもあると思ひんですけども、どのような計画になつてるのか、そ

の辺のところをお尋ねいたします。

○入江委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。お答えいたします。北浦川緑地は現在、県において藤代南中学校側の一部と西側工区、約4ヘクタールの整備が行われております。整備後は、約12.5ヘクタールの広大な敷地を有する公園となります。今後の整備でございますが、主なところをお答えさせていただきます。まず今年度、藤代南中学校側の一部につきまして、バスケットボールの一つであります、スリーXスリーのコート2面を整備中で、今年度中には完成する予定となっております。次に、整備を進めております西側工区につきましては、令和8年度に自由広場・遊具広場・駐車場を整備する計画と聞いております。西側工区以外では、既存の人工芝サッカー場において、既存のフェンスの上にボール飛び出しを防ぐためのネットフェンスをつけていただくよう、県と協議をしているところです。以上です。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。西側工区以外のところの整備については、理解できましたそれでは、西側工区の詳細を教えてくださいと思います。

○入江委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 水とみどりの課、仁杉です。お答えいたします。自由広場につきましては、北浦川緑地が広域避難場所に指定されていること、またグラウンド・ゴルフのニーズが高いことからコースとしての利用、人工芝サッカー場に隣接しているため試合前のアップの場所としての利用、その他多目的な利用を想定しております。遊具広場に設置する遊具については、インクルーシブ機能を備え、または幅広い年齢の子どもに対応できる大型の遊具の設置をお願いしているところです。駐車場については、普通車を約90台、バスを数台程度の規模で計画しております。以上です。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。今、詳細についてお答えいただきましたけれども、公園の多目的広場の使い方というのは、今既存にある大きな多目的広場と、何か同じような認識に見えるところはあるんですけども、その辺、また次の質疑でさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、2つ目の都市計画道路3・5・23号線ですね。北敷沼付線の進捗状況——ちょうど公園の中を今造成されている途中だと思うんですけども、改修っていうんですかね——されてるところだと思うんですけど、この辺のところどんなふうになっているのか、お尋ねいたします。

○入江委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 道路建設課、星加です。お答えさせていただきます。進捗状況といたしましては、用地買収等、道路用地の取得状況となりますが、全体の約99%を取得しております。残りの用地についても、今後も交渉を継続してまいります。以上です。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。土地の取得は、もうほぼできてるというところに来

ているというところを理解できました。道路自体が完成する予定年度というか、その辺の詳細を教えてください。

○入江委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 お答えいたします。工事につきましては令和7年度から着手しております。今年度は道路を横断する岡崎土地改良区管理の水路下、及び本線車道部の地盤改良を行いまして、約20メートル区間の地盤改良を実施しております。今後のスケジュールといたしましては、継続して本線車道部の地盤改良を進め、その後、側溝等の排水施設の整備、車道部や歩道分の舗装を進めていく予定です。全ての道路工事の完成は、令和17年度を予定しております。以上です。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 御答弁ありがとうございます。もう形は見えておりますけれども、令和17年の完成という、もう随分、10年ぐらい先——これ長くとってるのか分からないですけども、その辺のところ、地盤改良とか、そういったところでは、どういう時間的な苦労とかあるのか、詳細を教えてください。と思います。

○入江委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 佐藤委員も御存じだと思いますが、道路となる部分がもともと田んぼのところでしたので、地盤改良に非常に苦勞しているというところで、今回、本路線で行っております軟弱地盤対策工事は、軟弱層が深い場合に採用する工法となっております。直径1.3メートルの円柱上の改良体を深さ27メートルまで2メートル間隔で、軟弱層内に築造して地盤沈下自体を低減する工法を取っております。以上です。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。もう目に見えてもう、いろいろなことがあって、整備していくには時間がかかると思うんですけども、ぜひとも一日でも早く完成できるように——と言いますのも、この北浦川緑地の前の、今ちょうど入り口のところの道路は、中学生——小学生もそうですけども、通学路として自転車で通ってる子たちが、グリーンベルト——質問で、付けていただいたりしながら、安全安心を取っていただきますけれども、まだまだ危険の多い交通量の多いところなので、ぜひともこういったしっかりした道路ができることによって、中学校の通学路も今以上に安心して通学できるようになると思うんで、そういった意味も含めて、公園の利用者にも利便性が高まると思うんで、ぜひとも一日でも早くできるような、そういう地盤改良とかそういうのは、どうしても時間がかかるんでしょうけども、頑張っただけで進めていただければいいと思います。

最後の質疑なりますけど、市民要望と管理ということでもあります。整備するに当たっては、取手市は指定管理者にもなっておられ、そしてまた管理においても負担を折半してやっているというのは、ずっと流れとして理解しておりますけれども、市民の声をどのように反映しているのか。私は先ほどの1点目のときの答弁で、サッカーコートに関しては、いろいろと要望を受けてきた経緯も……

○佐藤委員 (続) ありますけれども、やっぱりこの辺のネットフェンスのこともあると思いますし、市民要望をどのように、ほかの部分も含めて感じておられるのか、その辺の

ところをお尋ねします。

○入江委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。まず、スリーXスリーというバスケットコートですが、取手緑地運動公園のバスケットゴールが1基ございますが、非常に人気が高く、土日・祝日は利用者が重なるので、増設を検討してもらえないかというような声が多くございました。取手緑地運動公園は河川敷にあることから、増設した際、増水の撤去面での課題があり、またボールがはねる音に対応できる公園はないかと探しております。立地適性の面から北浦川緑地に、県とも協議の上、設置していただいたものになります。以上です。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。サッカー場のネットの要望のほうもあつたと思うんですけど、そちらのほうはどうですか。

○入江委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。人工芝サッカー場については、現在、高さ2メートルの金属フェンスで囲まれています。シュートを打った際、フェンスを越えてしまい、ボールが水路のほうまで飛んでいってしまう、改善してほしい、というような要望が利用団体などから寄せられていました。市では県と協議を行いまして、既存のフェンスの上に、高さ5メートルの高さまでネットフェンスをつけていただくよう、県と協議を行っております。以上です。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。工事をしていただく予定があるとすれば、その工事の期間中についても使えないのか、それともまた使っている間に利用者の声とかもいろいろ聞いてほしいと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○入江委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。工事の時期につきましては、県から令和8年度に発注、年度内の完成を目標に計画していると聞いております。工事によってサッカー場の利用に不便を来さないよう、工事期間が最小限になるよう、お願いしております。工事の時期や期間等の情報については、分かり次第、利用団体等に共有していきたいと考えております。以上です。

○入江委員長 佐藤委員、あと30秒です。

○佐藤委員 引き続き市民の声を利用させていただきたいと——聞いて、いろいろそれを反映させていただきたいと思っております。市としては、この北浦川緑地、県営ですけれども、市がいろんな意見を出して、そして利用者を高めている、今いろいろ「公園欲しい、公園欲しい」という取手市内のいろんな子どもたちから大人の方までお話を聞くと、やっぱり声がある中で、この北浦川公園を……

〔〔森口議会事務局係長ベルを2回鳴らす〕〕

○佐藤委員 (続) どういう位置づけにして、今後取手市の中で進めたいと思っておりますか。

○入江委員長 はい、佐藤委員、終わりです。

次に行きます。——じゃあ、答弁。

蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。お答えいたします。北浦川緑地は、県営公園でありながら、市民の利用割合が高い公園で、規模や利用者数では市内では、戸頭公園・ゆめみ野公園のような大変ニーズの高い公園です。現在、市が指定管理者及び都市公園法に基づく管理許可を受けて管理を行っていることで、市民の皆様からの御意見や御要望も多くお聞きしております。市民の皆様におきまして使いやすく魅力的な公園となるよう、引き続き整備を県にお願いしていくとともに、利用しやすい公園となるよう適正な管理をを引き続き行ってまいりたいと考えております。以上です。

○入江委員長 最後に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしく申し上げます。私も北浦川緑地について、質疑させていただきます。まず、県と市の役割について、現在どのような管理体制となっているか、お伺いいたします。

○入江委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。お答えいたします。市は、北浦川緑地の管理に関する指定管理者としまして、県より指定を受け、維持管理等に関する業務を行っております。また、一部エリアにつきましては、都市公園法第5条により管理許可を受けまして、管理を行っております。年度ごとに管理に関する協議を行いまして、植栽管理や施設管理、清掃などの頻度や数量、また修繕料の限度額を決めて実施しているところでございます。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 次に、緑地内の施設管理について伺います。北浦川緑地内には、サッカー場やスケートボード場などの施設がありますが、サッカー場の人工芝については、市の予算で維持管理が行われている一方で、スケートボード場については、修繕などを県に要望している状況と、私は認識しております。同じ緑地内の施設でありながら、このような対応の違いが生じている理由について、施設管理や整備の考え方をどのように整理しているのかを、お聞かせください。

○入江委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。まず人工芝サッカー場につきましては、日常のメンテナンスとしまして、全体の不陸を整えたり、寝てしまった人工芝——芝を起こしたり、また固まってしまった部分について充填剤を入替えなど、管理の中で行っております。続きまして、管理の負担割合というところで、管理施設の新設、改築、撤去等につきましては、基本的には県の負担により実施しております。修繕等につきましては、規模の大きいものは県の負担、軽微なものについては市の負担において実施するものとしております。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 軽微なものを市の負担と言うと、サッカーコート芝生のなんかも修繕に入る

んだと私はちょっと思ってるんですけども、例えばスケートボード場の軽微な修繕も今まで長らく行われてこなかった経緯がありますが、この辺の部分に関してはどうでしょうか。

○入江委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。スケートボード場のセクション、設置してから大分経過しておりまして、今回傷んでいるという御指摘をいただきました。今回、御指摘いただきましたセクションにつきまして、改めて県に確認をしましたところ、県では、入替えまで修繕の計画はないとのことでしたので、市のほうで修繕する方向で進めてまいりたいと考えております。まず、製造メーカーに修繕をお願いできないか調査しましたが、スケートボード部門からは撤退しているということで、市において実施したいと思っております。市におきましては、できるだけ安価な方法で修繕できないか、水とみどりの課の現場作業員とも相談しまして、現在修繕方法や使用部材の調査を始めております。使用部材の調査としまして、鉄鋼部門を扱う業者にも現地を見ていただきまして、参考見積書の提出をお願いしておりますので、少しお時間をいただきたいと考えております。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 進めていただいたのは、大変ありがたく思っております。ありがとうございます。ただ今後、軽微の部分に関しては修繕をしていただけるのかどうか、その軽微の線引きというのも難しいかと思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○入江委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 その線引きというところですけども、今現在の県との協議の中では、20万円というものが目安になっております。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 続いてまいります。最後に、2024年の建設経済委員会で、北浦川緑地が県から移管する計画や予定があれば伺います、との質疑に、当時課長が、移管については県のほうと準備に向けて協議を進めているところ、と答弁されています。さらに、スケートボード場を含めて整った状態で移管されるよう、県と協議を進めてまいりたいと思っております。とまで答弁されています。これはかなり期待感のある御答弁だと思いますが、その後の進捗状況と、将来的な管理の主体の在り方について市はどのように考えているのかを、お伺いいたします。

○入江委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 以前、答弁の中でお答えしたものは、整備の完了までに北浦川緑地の管理の移管に関して協議を行っていくという確認を行ったものでございまして、現在、県において西側工区の整備が進められておりますので、移管に向けました協議を県とを行っているところでございます。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。この辺はちょっと長くなるので、また次の質問に参ります。

次の質問です。桑原地区土地区画整理事業における商業施設計画についてです。まず、事業協力者の変更後の商業施設計画の検討状況について伺います。桑原地区については、区画や道路、商業施設などを含めた商業施設計画がされてきたと——これまでされてきた

と思います。しかしその後、事業協力者が変更となる状況が生じております。そこで今後、商業施設計画について、事業協力者からの変更を踏まえ、今後どのような形で検討が進められ、変わるもの、また変わらぬもの等、その辺の検討状況は、どうなっていくのかをお聞かせください。

○入江委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。佐野委員の御質疑に答弁いたします。商業施設計画——大規模な商業施設もしくはこの業務施設を核としたまちづくりを考えておりまして、具体的な商業施設計画については、現在イオングループさんのほうが規模の変更ということもありましたので、今後変更になってくるかと思っております。ただ、今お話にありましたとおり、今回の計画の変更に伴って引き継がれるもの、また引き継がれないものについての御質疑かと思っておりますので、まずは引き継がれるものとしたしましては、準備組合がこれまで進めてまいりました道路計画や街区形成、そしてインフラ整備といった都市基盤の基本設計は引き継がれます。また、約65ヘクタールに及ぶ新市街地整備の中で、国道6号をはじめとした幹線道路沿いに大街区を形成し活力創造拠点を整備するといった当事業の目標にも変更はございません。次に、引き継がれないものという、少々語弊が生じるかもしれませんが、変更となるものとしたしましては、商業施設等の建築物などについては、業務代行者公募の中で柔軟かつ最新の地区整備構想の提案を求めて——改めて求めているものでございます。御承知のとおり、イオングループの土地利用の希望先が国道6号より南側の大街区となったことから、地区全体の土地利用のコーディネートを担当いただく業務代行予定者の公募を進めているところでございます。市としたしましては、地区全体で一体的かつ相乗効果を生むような施設の立地・配置が望ましいと考えておりまして、土地利用基本構想に基づく業務代行予定者の選定や土地利用者の土地利用の具体化を図るため、事業主体である準備組合を引き続き支援してまいりたいと考えております。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 イオンさんが変わることで、今まで有効にいろいろやり取りをされていた計画等も、話し合い段階ではいろいろあったかと思っております。そこで、ちょっとお伺いさせていただきます。2021年に12月定例会で、当時、都市整備部長の御答弁では、事業協力者において商業施設計画を検討する中でスケートボードができる施設なども含め、最新の集客施設の動向を把握しながら検討しているとの説明がありました。事業協力者が変更となる現在において、こうした集客施設に関する検討や、以前の話合いなどの内容については、どのように引き継がれていくのかをお伺いいたします。

○入江委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 都市計画課、中野です。お答えいたします。スケートボードパークなどを一例とする具体的なにぎわい創出や集客の機能については、桑原地区に進出される各土地利用者が、その施設の一環として、豊富なノウハウや最新動向の把握を基に整備するものと考えております。桑原地区のまちづくりでは、平成29年度に本市が地権者の皆様と策定した桑原周辺地区土地利用基本構想に基づいて、新たな取手の求心力を担う

活力創造拠点づくりをテーマとしております。市としましては、若者世代をはじめ多世代が自然と集う魅力的な都市空間が創出されるよう、市民の声——今のスケートボードパークなどの市民が必要とする声を、地区全体のコーディネートを担う業務代行予定者に伝えていきたいと考えております。まずは、できる限り早急に業務代行予定者を選定して、準備組合・業務代行予定者・取手市の三者協働の下、土地利用を具体化する細目協議を担う体制を築いてまいりたいと考えております。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 スケートボード場だけじゃなくて、前段でイオンさんとの協議の中で、いろいろな話も出てきたと思うんですね。そういったことが全くりセットされてしまうのではなく、有効的な話合いの中で行われたものについては、ぜひとも今後も引き継いでいただきたいということも要望します。

○入江委員長 佐野委員、要望はやめてください。質疑です。

○佐野委員 質疑ですので、希望いたします。続きまして、取手駅西口A街区地区の第一種市街地開発事業における土地の先買いについて伺います。本事業区域内で——区域では、都市計画決定と併せて、都市計画法 57 条に基づく土地の先買い等に関する公告が行われています。そこで、この公告が行われたことにより、再開発区域内の土地価格は通常の土地取引と比べて、どのように扱われ、その価格はどのような基準で算定されるのか。例えば、不動産鑑定評価などを基に決定されるのかなど、市の価格決定について伺います。またあわせて、市が土地を取得するかどうかについて、どのような考え方や基準の下で判断されるのか、伺いたします。

○入江委員長 中村次長。

○中村都市整備部次長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。再開発区域内の土地の価格決定ということでございますけれども、こちらにつきましては再開発準備組合が事業認可をするタイミングで不動産鑑定をかけた上で、その従前資産の価格を決定するという形になります。したがって、再開発事業における土地の価格というのは、もちろん市が決定するわけではなく、準備組合側が不動産鑑定をかけて決定ということになります。また一方で、この届出によりまして、市が購入を仮にする場合の価格の決定方法につきましては、一般的に用地買収などで市が土地を購入する場合、こちらはまず予算措置を講じる必要がございます。その土地を——予算措置を講じた上で、その土地を不動産鑑定にかけた上で、市内部の地価評定委員会に諮りまして、土地の価格を評定した上で、予定価格が 2,000 万円以上、こちら土地の場合は面積が 1 件、5,000 平方メートル以上のものに限りませんが、不動産の買入れの場合には議会の議決を得るという手続が必要になります。そういった手続が必要になることから、特別、再開発のエリアだから違う手続が必要かということ、そういうわけではございませんで、一般的な用地買収などと同じ手続を踏んで、価格を決定するということになります。しかしながら、届出によって売買を希望される方につきましては、届出書に記載された価格がございまして、その価格をもって購入してほしいという届出にあることから、その価格が鑑定評価額などの実際の価格と乖離している可能性が生じることが考えられます。そういったことから、都市計画法

による土地の先買いをする場合におきましても、一般の土地購入の場合と同様の手続を経る必要がありますが、こうした事態が懸念されることから、先買いを行うか否かの判断を行うに当たりましては、より一層慎重な判断が必要になると考えております。以上です。

○入江委員長 佐野委員、あと 14 秒です。

○佐野委員 分かりました。A 街区内での先買いについてだからといって、特別なことは何もないという認識でよろしいですね。

○入江委員長 中村次長。

○中村都市整備部次長 はい。そのとおりでございます。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。以上です。

**【ここから未校正】**

**【ここから音校正済。討論・採決】**

○入江委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 討論なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は、議案番号順に挙手により行います。

議案第 10 号、取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 全員賛成です。よって、議案第 10 号は可決しました。

議案第 11 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 全員賛成です。よって、議案第 11 号は可決しました。

議案第 12 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）（所管事項）に、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 全員賛成です。よって、議案第 12 号のうち、当委員会所管事項は可決しました。

議案第 13 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）に、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 全員賛成です。よって、議案第 13 号は可決しました。

議案第 16 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）に、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 賛成多数です。よって、議案第 16 号は可決しました。

議案第 18 号、令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算に、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 賛成多数です。よって、議案第 18 号は可決しました。

議案第 22 号、令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算に、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 賛成多数です。よって、議案第 22 号は可決しました。

休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○入江委員長 再開します。これで当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

### 【ここまで音校正済。討論・採決】

○入江委員長 再開します。

続いて、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。当委員会の閉会中の所管事務調査については、サイドブックに掲載した文書のとおり、議長に申し出ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 異議なしと認めます。よって、当委員会の閉会中の所管事務調査については、サイドブックに掲載したとおり、議長に申し出ることに決定しました。

続いて、取手第一中学校 3 学年との協働事業で可決された議案の調査についてを議題といたします。当委員会に割り振られた可決議案はサイドブックに掲載したとおりです。

2 月 24 日の議会運営委員会において、調査方法は、委員会を開催し執行部に出席いただ

いて委員全員で調査を行うことに決定しております。そのため、今後、調査のための委員会を行いますので、御承知おき願います。

最後に、その他です。委員の皆さんから何かございますか。

染谷委員。

○**染谷委員** 今回、元議員の方から言われまして、藤代町時代は市道の廃止をするときには、建設経済常任委員会でその現場に視察に行って、本当に市民生活への影響がないかということを検討してたんだ、ということ言われまして。私とか——多分、委員長とかは、やったこと経験がないんですけど、取手で新しく合併後は、そんなことやったことないと思うんですけども、それもひとつ検討していただければなというふうに思いまして、提案いたしました。

○**入江委員長** 今、染谷委員からの御意見に対して、何か御意見のある委員はいらっしゃいますか。

本田委員。

○**本田委員** 私は、やったほうがいいと思います。実際に本当に市道をどうするかというのは、見たほうがいいかなと、個人的には思っています。

○**染谷委員** 一応、これ廃止のときだけで、新しくなるときは違うということで、廃止のときだけやってたということです。

○**入江委員長** 今、事務局のほうからちょっと、補足説明があります。

○**蛭原議会事務局次長** 議会事務局次長、蛭原です。市道の廃止に関して視察してはどうかという、染谷委員からの御意見だったと思います。昔の話を少しさせていただきますと、合併する前も取手市議会の建設経済常任委員会で、市道の廃止・認定などの審査をする際には、マイクロバスで委員さんに乗っていただいて、書記も乗りまして、職員も乗って現地に行って、現地で説明を受けるといったようなことをやっておりました。今ちょっとマイクロバスのほうを管財課のほうに移管しておりますので、もし委員さんの御希望があれば、もちろん現地視察というのはやっていただけますので、方法等についてちょっと検討して対応のほうを考えていきたいと思っております。以上です。

○**入江委員長** よろしいですか。染谷委員もいいんですね。——どうしますか、皆さん。廃止について。市道路線の廃止についてのみを現地視察をするかどうかという。するという方向で、よろしいですか。——はい。市道路線の廃止につきましては、委員会で現地視察するというように決定いたします。

そのほかございますか。

染谷委員。

○**染谷委員** すみません。今後2年間の委員会のテーマみたいなのは、決めておこななくてもいいのでしょうか。調査テーマというか何か。

○**入江委員長** それについて、もし皆さんでこれについて重点調査したいという項目があれば、ほかの委員会でもそうなんです、特にこれを決めてやらなくてはいけないということでもない。皆さんでこれをやりたいというのがあれば、みんなで諮ってやっていきたいと思っております。もし会派等に持ち帰って、皆さんで御協議した結果等を報告してもら

えれば、6月の定例会でもいいし、なければ9月の定例会でもいいし、そういう形を取りたいと思います。よろしいですか。

そのほか、ございませんか。——なしと認めます。

以上で当委員会の全ての日程が終了しました。

これで建設経済常任委員会を散会します。

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

建設経済常任委員会委員長

\_\_\_\_\_